

低濃度PCB含有廃棄物処分業務委託契約書（案）

排出事業者 秋田県北秋田地域振興局長 齊藤 大幸（以下「甲」という。）と処分業者（以下「乙」という。）は、甲の工事現場（大館鷹巣線 大館市根下戸（田中橋））から排出される特別管理廃棄物の処分に関して次のとおり契約を締結する。

（法令の遵守）

第1条 甲及び乙は、特別管理廃棄物の処分業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令を遵守するものとする。

（委託内容）

第2条

1（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして認定証の写しを甲に提出して本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の認定証の写しを甲に提出して本契約書に添付するものとする。

	都道府県等	有効期限	事業区分	許可の条件	許可番号
無害化認定			認定証の写しのとおり	認定証の写しのとおり	

乙は、前項の内容に変更があったときは、すみやかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出する。変更後の許可証の写しは、甲乙各々本契約書に添付する。

認定年月日： 年 月 日

2（委託する特別管理廃棄物の種類、数量及び金額）

甲が、乙に処分を委託する特別管理廃棄物の種類、数量及び金額は次のとおりとする。

種類：低濃度PCB含有廃棄物

数量：積算書のとおり

金額：〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円）

3（処分の場所、方法及び処理能力）

乙は、甲から委託された前項の特別管理廃棄物を、次のとおり処分する。

事業場の名称：〇〇〇

所在地：〇〇〇

処分の方法：〇〇〇

施設の処理能力：認定証の写しのとおり

4（最終処分の場所、方法及び処理能力）

甲から乙に委託された特別管理廃棄物の最終処分を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

5 (搬入業者)

特別管理産業廃棄物の処分場への搬入は、「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証を得ている事業者」が行う。

(適正処理に必要な情報の提供)

第3条 甲は、特別管理廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報をあらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。

ア 特別管理廃棄物の発生工程

イ 特別管理廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有特別管理廃棄物、水銀使用製品特別管理廃棄物、水銀含有ばいじん等または特定特別管理廃棄物が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する特別管理廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかにその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は特別管理廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めるものとする。

3 甲は、委託する特別管理廃棄物のマニフェストの記載事項を正確に漏れなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認のうえ、委託物を引き取ることとする。

(甲乙の責任範囲)

第4条 乙は、甲から委託された特別管理廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は、過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙が、第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した特別管理廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因

があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

- 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した特別管理廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

（再委託の禁止）

- 第5条 乙は、甲から委託された特別管理廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に乙の施設が故障する等真にやむを得ない理由により、処分業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合、乙は、法令等で定める再委託基準に従い、あらかじめ甲から書面による承諾を得て、処分業務を再委託することができる。

（義務の譲渡等）

- 第6条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（委託業務終了報告）

- 第7条 乙は、甲から委託された特別管理廃棄物の処分業務が終了したときは直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出する。ただし、業務終了報告書はマニフェストD票で代えることができる。

（業務の一時停止）

- 第8条 乙は、甲から委託された特別管理廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容、及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな特別管理廃棄物の処分の委託は行わないこととする。
- 2 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

（委託料・消費税・支払い）

- 第9条 甲は、第7条に基づき乙から提出された業務終了報告書又はマニフェストD票を受理したときは、受理した日を起算日として10日以内に検査するものとする。
- 2 乙は、前項の検査に合格したときは、甲に第2条第2項に定める委託料を請求することができる。
- 3 甲は、前項に基づき乙から提出された適法な請求書を受理したときは、受理した日を起算日として30日以内に委託料を支払うものとする。
- 4 甲の委託する特別管理廃棄物の処分業務についての消費税は甲が負担する。
- 5 委託料の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったとき

は、甲乙協議の上、これを改定することができる。

- 6 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、第3項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じて年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(内容の変更)

- 第10条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、甲及び乙は、協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(業務の調査等)

- 第11条 甲は、この契約に係る乙の廃棄物の処分が、法令等の定めに基づき適正に行われているかを確認するため、乙に対して、当該処分の状況に係る報告を求めることができる。
- 2 甲は、乙に対し、予告なく処分施設における廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、乙はその状況について適切な説明をしなければならない。

(機密保持)

- 第12条 甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らすてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による承諾を得なければならない。

(反社会的勢力の排除)

- 第13条 甲および乙は、次の各号を表明し、保証する。
- (1) 現在または過去5年間において、自らまたはその主要な出資者もしくは役職員が反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。以下同じ)でないこと
 - (2) 反社会的勢力に資金等を供与しまたは便宜を供与する等の関与をしないこと
 - (3) 反社会的勢力を利用し、または自ら名乗る等して相手方の名誉・信用を毀損し、もしくは業務の妨害を行いまはは不当要求行為をなさないこと
 - (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを誓約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) その他前各号に準ずる行為

3. 甲および乙は、前2項の規定を、自己の委託先および調達先にも遵守させるよう努める。

甲および乙は、前3項に対する違反を発見した場合、ただちに相手方にその事実を報告するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合、又は、反社会的勢力と関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。

3 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた特別管理廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

ア 乙は、本契約が解除された後も、その特別管理廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている特別管理廃棄物についての処分業務を自ら実行するか、又は、甲の承諾を得た上で同一事業区分の許可を有する別の者に乙の費用をもって行わせなければならない。

イ 乙が別の者に委託する場合に、その者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨をあらかじめ甲に通知し、資金がないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、甲は、乙から業務を受託した者に対し、差し当たり甲の費用負担をもって本契約に基づく乙が未履行の特別管理廃棄物の処分業務を行わせるものとする。甲は、当該特別管理廃棄物の処分業務終了後、乙に対し、甲が負担した費用を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の特別管理廃棄物を、甲の費用負担をもって引き取ることを要求し、または、乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上で甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(協議)

第15条 甲又は乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

(契約期間及び保存)

第16条 この契約の有効期間は契約締結日から令和9年3月31日までとする。

2 甲及び乙は、本契約書及び本契約書に添付される書面を、契約の終了後5年間保存するものとする。

(契約保証金)

第17条 ○○○○円 (※納付の場合)

秋田県財務規則第178条第○号に基づき契約保証金は免除するものとする。

(※免除の場合)

この契約の締結を証するために本書2通を作成し、甲及び乙は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年4月 日

甲 秋田県北秋田市鷹巣字東中岱76番地1
秋田県北秋田地域振興局長 齊藤 大幸 印

乙 ○○
○○
印